

県中央交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（案）

制定：平成21年12月14日

一部改正：平成23年 6月28日

（目的）

第1条 県中央交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、県中央交通圏（以下、「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
- 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
- 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
- 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

（1）地域計画の作成

（2）次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

- ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
- ② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
- ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

（3）特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

- ① 協議会の運営方法

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(6)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成24年9月30日までとする。

(注)(1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)は、法第8条第2項に規定する構成員。

(1) 関東運輸局長又はその指名する者

(2) 関係地方公共団体の長

① 神奈川県知事又はその指名する者

② 平塚市長又はその指名する者

③ 藤沢市長又はその指名する者

④ 茅ヶ崎市長又はその指名する者

⑤ 相模原市長又はその指名する者

⑥ 秦野市長又はその指名する者

⑦ 厚木市長又はその指名する者

⑧ 大和市長又はその指名する者

⑨ 伊勢原市長又はその指名する者

⑩ 海老名市長又はその指名する者

⑪ 座間市長又はその指名する者

⑫ 綾瀬市長又はその指名する者

⑬ 寒川町長又はその指名する者

⑭ 大磯町長又はその指名する者

⑮ 二宮町長又はその指名する者

⑯ 愛川町長又はその指名する者

(3) タクシー事業者等

① 社団法人神奈川県タクシー協会を代表する者

② 神奈川県個人タクシー協会を代表する者

③ 東横交通株式会社 専務取締役

~~④ フジ交通株式会社 代表取締役~~

④ 株式会社ミナミ商会 代表取締役

⑤ 相模中央交通株式会社 代表取締役

⑥ 相和交通有限会社 代表取締役

(4) 労働組合等

① 全神奈川ハイタク労働組合連絡会議を代表する者

(5) 地域住民

① 厚木商工会議所会頭又はその指名する者

② 相模原商工会議所会頭又はその指名する者

- ③藤沢商工会議所会頭又はその指名する者
- (6) その他協議会が必要と認める者
 - ①神奈川県警察本部交通部交通規制課長
 - ②神奈川県警察本部交通部駐車対策課長
 - ③神奈川県労働局厚木労働基準監督署長
 - ④小田急電鉄株式会社交通サービス事業本部交通企画部課長
 - ⑤東日本旅客鉄道株式会社横浜支社企画部長

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し協議会を開催するとともに、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 9 会長が必要と認めた場合には、構成員以外の者より協議会において意見を聴くことができる。
- 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合

法第8条第1項に掲げる協議会の構成員のうちタクシー事業者等及び労働組合等は、それぞれ種別毎に1個の議決権を与え、法第8条第1項及び第2項に掲げる協議会の構成員のうち関係行政機関は、行政機関毎に1個の議決権を与え、その他の構成員は、各自1個の議決権を与えることとし、議決は過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 関東運輸局長又はその指名する者が合意していること。
- ② 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意していること。
- ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計

が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

- ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑦ 法第 8 条第 2 項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2) ①から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 地域計画に合意したタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
- ④ 法第 8 条第 2 項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。
- ⑤ 法第 8 条第 2 項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合

(1) の議決方法を持って決することとする。

- 11 協議会は、定期的を開催することとする。
また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。
- 12 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 13 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要となる事項は、会長が協議会に諮り定める。

特定地域におけるタクシー事業の 適正化及び活性化の推進について

I . 特定事業計画の進捗状況

1. 特定事業計画認定申請状況、認定状況(23年5月31日現在)

営業区域名	地域計画 合意	法人タクシー									個人タクシー			
		事業者数 (H23.15.31現在)	申請					認定				事業者数 (H23.2末)	申請者数	認定 事業者数
			申請者数	うち事業再構築を定めた者			認定 事業者数	うち事業再構築を定めた者						
				申請者数	減車数	休車数		事業者数	減車数	休車数				
京浜交通圏	H22.3.23	118	118	91	273	139	118	91	268	111	2,426	2,416	2,401	
県央交通圏	H22.3.29	55	55	35	41	52	55	35	41	51	341	338	338	
湘南交通圏	H22.4.22	13	13	10	9	12	13	10	9	12				
小田原交通圏	H22.4.29	15	15	12	23	19	15	12	23	19				

営業区域名	基準 車両数 ①	現在 車両数 ② (H23.5末)	減車率 1-(②/①)	申請された減・休車 がすべて実施され た場合の車両数 ③	減車率 1-(③/①)	適正と考えられる 車 両 数	基 準 車 両 数 と 適 正 と 考 え ら れ る 車 両 数 の 乖 離
京浜交通圏	7,629	6,947	8.9%	6,911	9.4%	5,150 ~ 5,950	約20% ~ 約30%
県央交通圏	2,509	2,244	10.5%	2,243	10.6%	2,000 ~ 2,300	約10% ~ 約20%
湘南交通圏	429	389	9.3%	389	9.3%	310 ~ 350	約20% ~ 約30%
小田原交通圏	575	509	11.5%	509	11.5%	450 ~ 500	約10% ~ 約20%

2. 特定事業の項目ごとの認定状況(1/3)

県央交通圏(1/2)

特定事業計画	事業者数 (重複あり)
アイドリングストップ運動の推進	22 社
デジタルタコグラフ及びドライブレコーダー等を活用した事故防止等安全教育の実施	19 社
運転者のマナー向上のための教育・研修の充実	9 社
デジタルタコグラフの活用など運行管理の徹底による労働時間の短縮	6 社
ドライブレコーダーや防犯カメラの導入	6 社
ハイブリッド車、EV車等の低公害車の導入促進	5 社
勤務シフトの見直しによる労働時間の短縮	5 社
勤務シフトの転換などによる効率性の向上とこれに伴う1台当たりの生産性の向上	5 社
デジタル式GPS-AVM無線機器の導入と効率的な配車(共同配車センター設置)	4 社
映像記録型ドライブレコーダーの導入(車内カメラによる事故等の記録)	4 社
タクシー事業者における地理教育の徹底	3 社
交通事故ゼロ運動等の実施・推進	3 社
「お近くでもどうぞ」を合い言葉にした運転者教育の徹底及び利用者へのPR強化	2 社
子育て支援タクシーの運行(親子が気軽に利用できるよう配慮)	2 社
妊婦支援タクシーの運行(妊婦が気軽に利用できるよう配慮)	2 社
デジタルタコグラフの導入(運行記録のIT化)	2 社
アルコールチェッカーの導入	2 社
運輸安全マネジメント講習の受講(安全管理の向上)	2 社
神奈川県主催セーフティーチャレンジコンクールへの参加	2 社
社内無事故コンクールの導入・拡充	2 社
アイドリングストップ車の導入	2 社
エコドライブコンテストの実施	2 社
待機時における路上喫煙を撲滅するために指導を強化	2 社
タクシー乗り場及び周辺における美化の推進	2 社
子供110番への協力(助けを求めてきた子供を保護し、110番通報等)	2 社
仮眠施設、休憩施設等の福利厚生施設の充実	2 社
選任している利用者モニターからの意見を事業に反映活用	1 社
ケア輸送サービス充実のために介護資格等の取得及びケア輸送従事者研修会受講の促進	1 社
早朝予約の積極受注の推進	1 社
ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成・配布	1 社
チャイルドシートの導入	1 社
カーナビの導入	1 社
自社乗り場の設置・運営	1 社

2. 特定事業の項目ごとの認定状況(2/3)

県央交通圏(2/2)

特定事業計画	事業者数 (重複あり)
介護タクシーの運行(移動制約者のケア輸送)	1 社
安全運転講習会の受講	1 社
事業用自動車事故防止コンクールへの参加	1 社
事故防止コンクールの実施	1 社
客待ちタクシーによる道路混雑防止のための対策の構築の徹底	1 社
タクシー乗り場等の街頭指導の強化推進	1 社
地域社会における治安維持への協力	1 社
地域社会における防災(防災タクシー等)への協力(被災時の緊急輸送等)	1 社
地域社会における防犯(SOS防犯タクシー、タクシーパトロール等)への協力	1 社
防犯仕切板の導入	1 社
健康診断の項目の充実	1 社
防犯訓練の実施	1 社
女性運転者の雇用の促進	1 社
デジタル式GPS-AVM無線機器の導入と効率的な配車(再掲)	1 社
福祉運送の強化充実のための連携した事業運営の構築	1 社

2. 特定事業の項目ごとの認定状況(3/3)

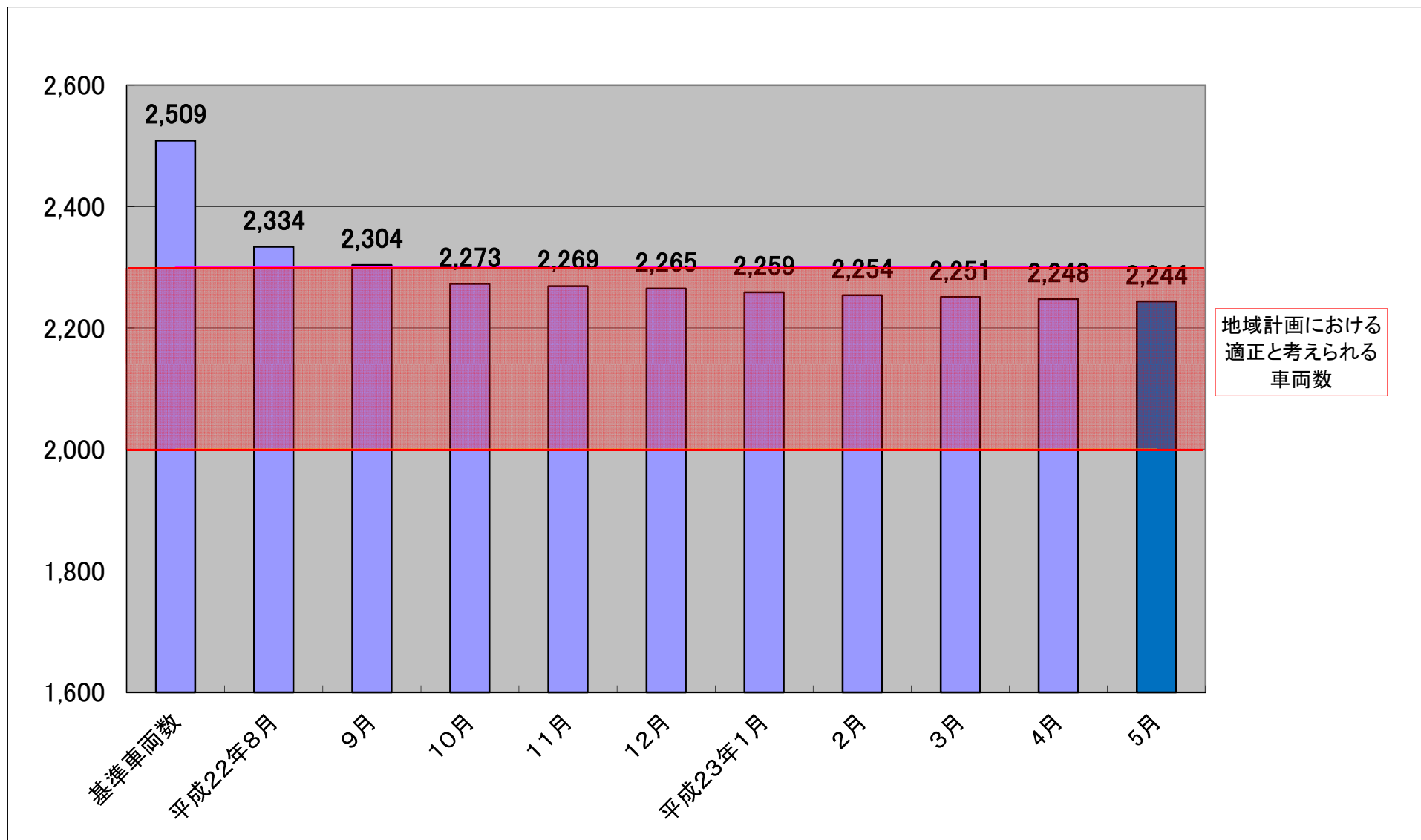
個人事業者

事業計画	事業者数	
	京浜地区	県央地区
マスターズ制度への参加	27	6
デビット・クレジットカード決済器の導入	53	6
カーナビの導入	40	2
映像記録型ドライブレコーダーの導入	182	20
安全運転講習会の受講	2,377	336
交通事故ゼロ運動等の実施 (所属団体の実施する無事故運動への参加)	2,378	336
タクシー乗り場及び周辺における美化の推進	33	5
防犯カメラの導入	159	19
防犯仕切り板の導入	125	18
サービス向上のための教育・研修の充実 (期限更新時接客研修の受講)	2,377	336
サービス向上のための研修の充実 (ワンフレーズキャンペーンの実行)	2,379	336
アイドリングストップ運動の推進	21	1
ショットガン方式の実施	0	0
混雑地域におけるナンバープレート等による乗入制限	0	0
その他	10	0
合計	10,161	1,421

Ⅱ．事業再構築の進捗状況

1. 事業再構築(減・休車)の認定状況、実施状況

県央交通圏



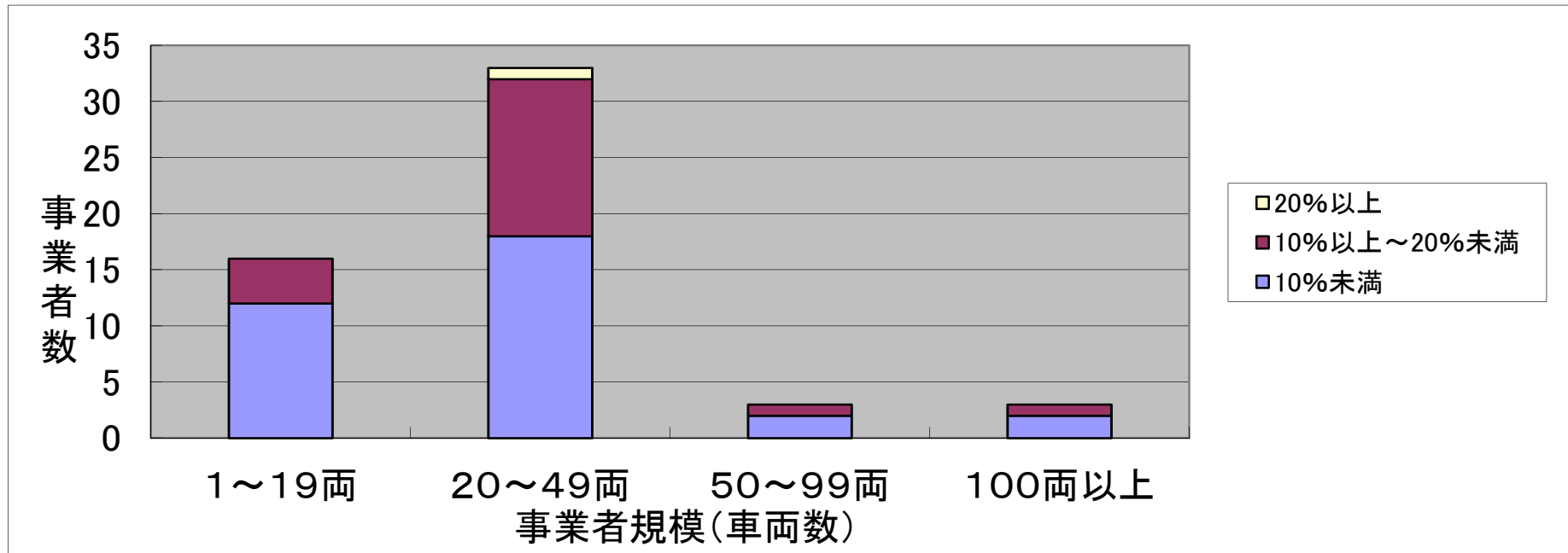
2. 事業規模別にみた特定事業計画認定申請状況

県央交通圏(最低車両数10両)

認定状況は、20%以上の減休車に取り組んでいる事業者が1者。車両数が最低基準車両数以上で減休車を実施していない事業者が1者となっている。この地域は、最低車両数以上の事業者は概ね減休車に取り組んでおり、全体では基準車両数から8.33%以上減車しているため、地域計画に定めた適正車両数の上限をクリアしている。

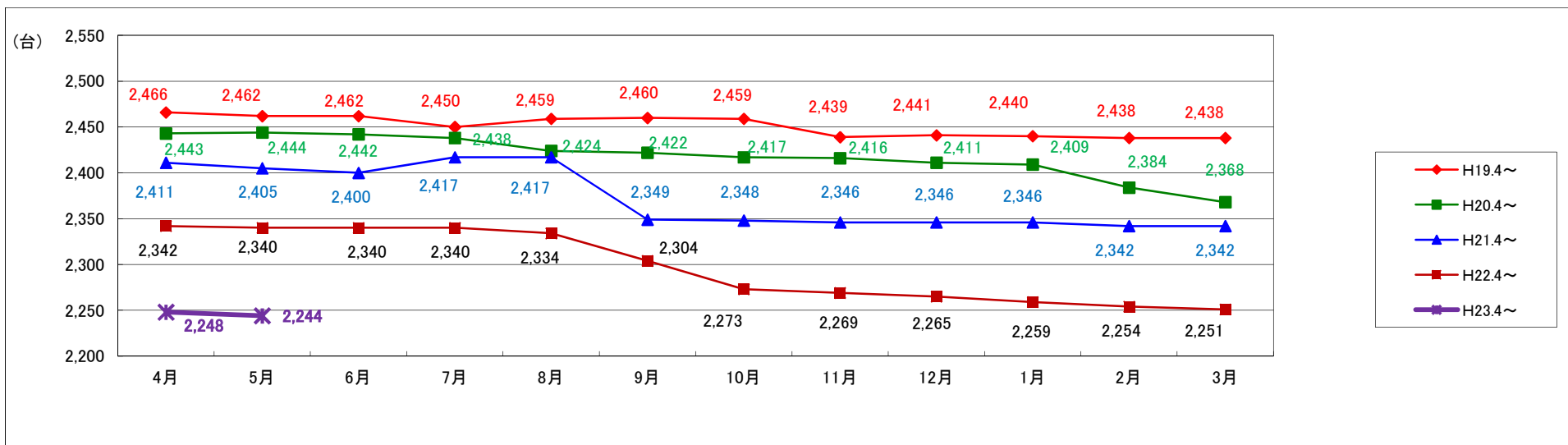
事業者規模は55者の内、50両以上の事業者が6者と中小事業者が多い。

事業者規模 基準車両数からの削減率	1～19両 (16)	20～49両 (33)	50～99両 (3)	100両以上 (3)
20%以上	0	1	0	0
10%以上～20%未満	4	14	1	1
10%未満	12	18	2	2

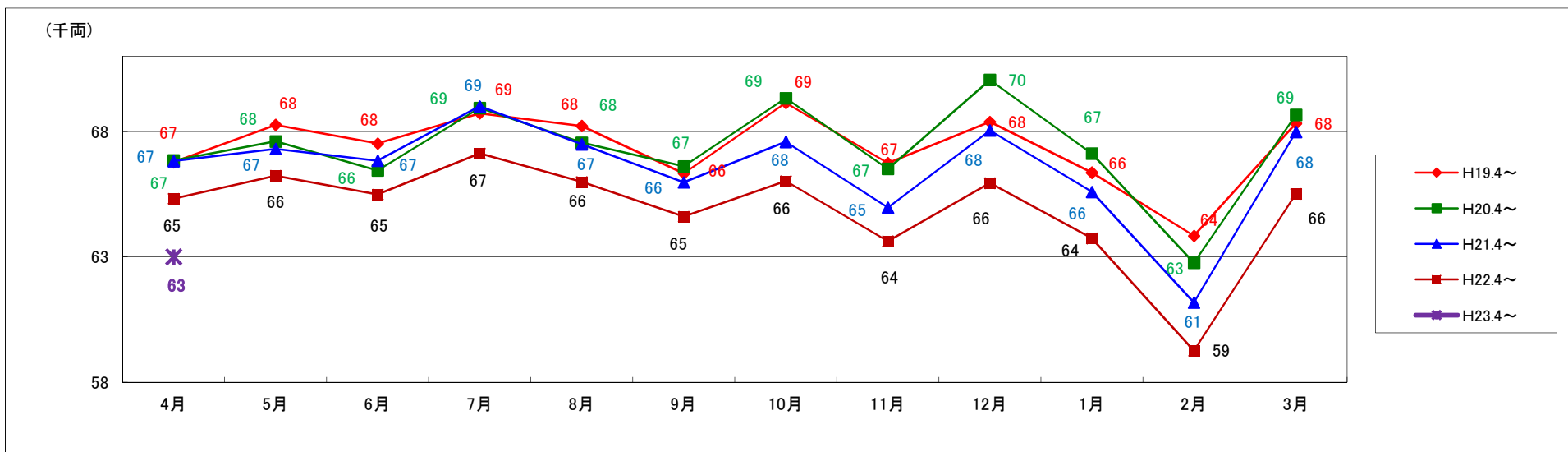


3. 各種指標の比較(県央交通圏 1/3)

①実在車両数の推移

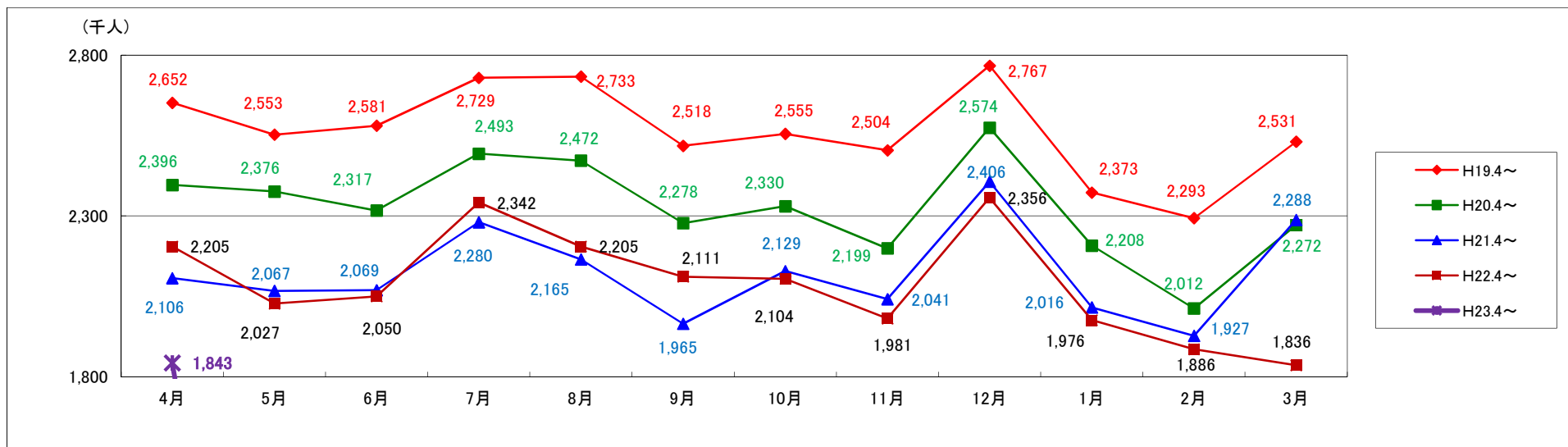


②延べ実働車両数の推移

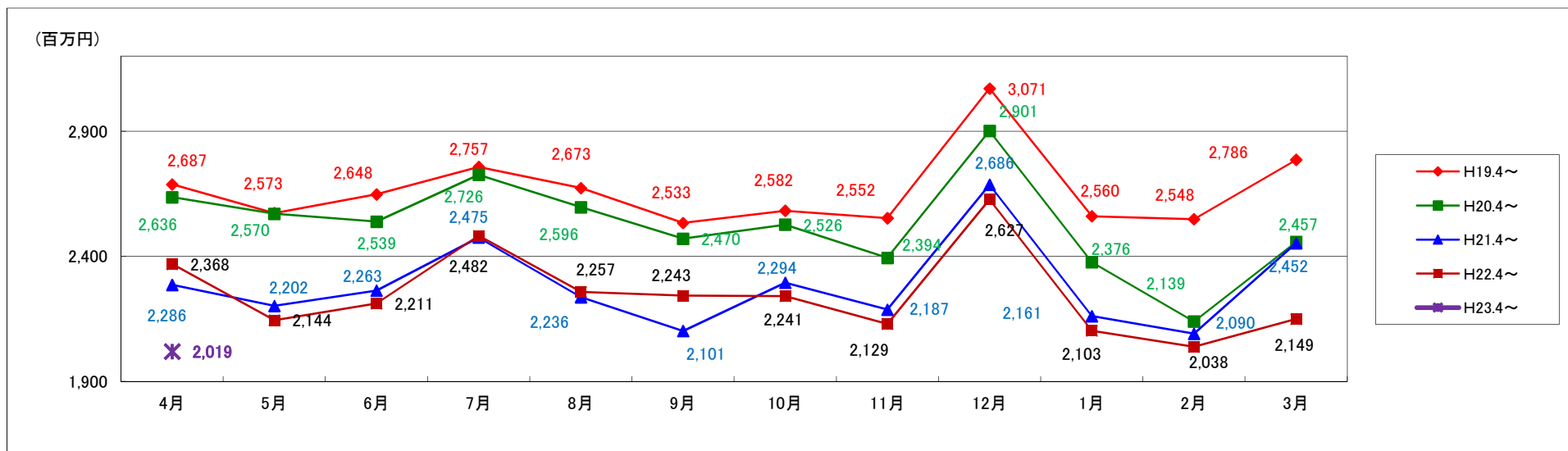


3. 各種指標の比較(県央交通圏 2/3)

③輸送人員の推移

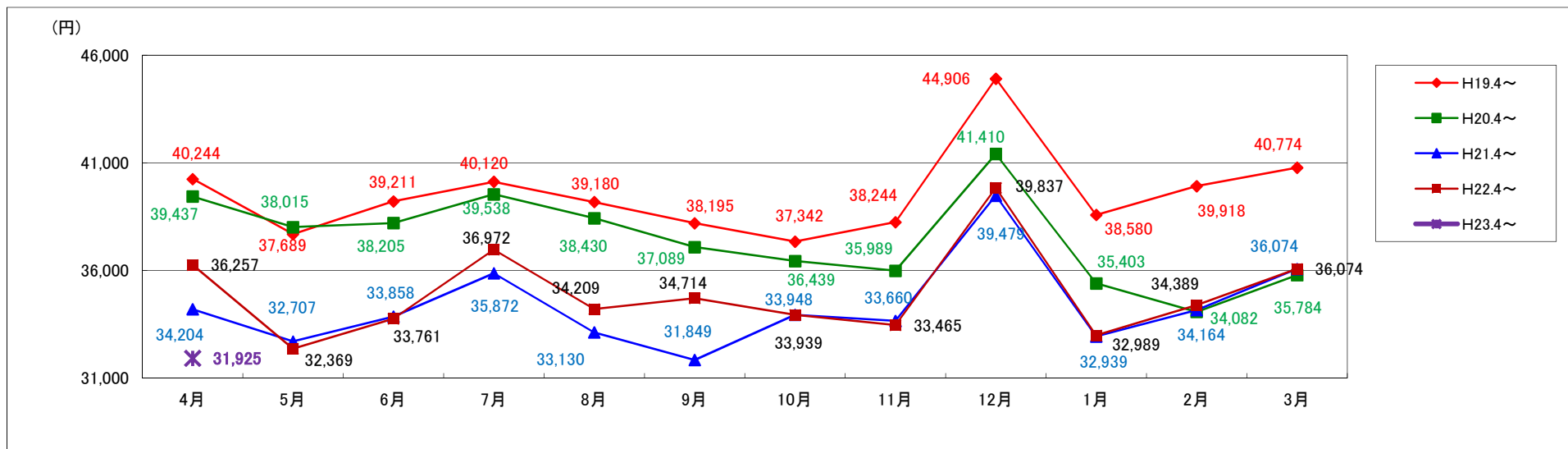


④営業収入の推移

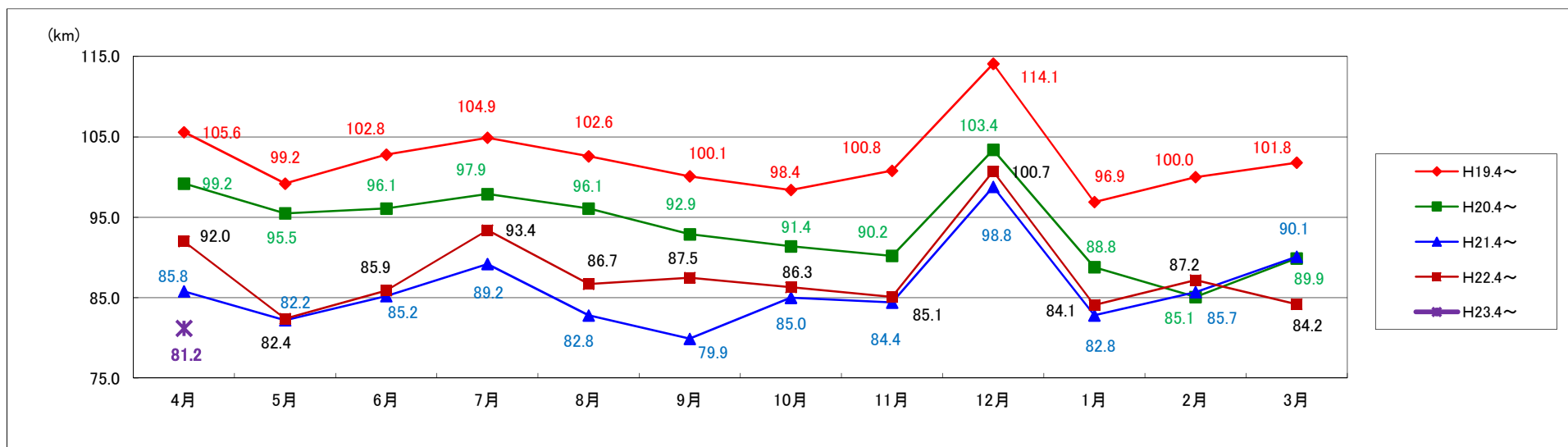


3. 各種指標の比較(県央交通圏 3/3)

⑤日車営収の推移



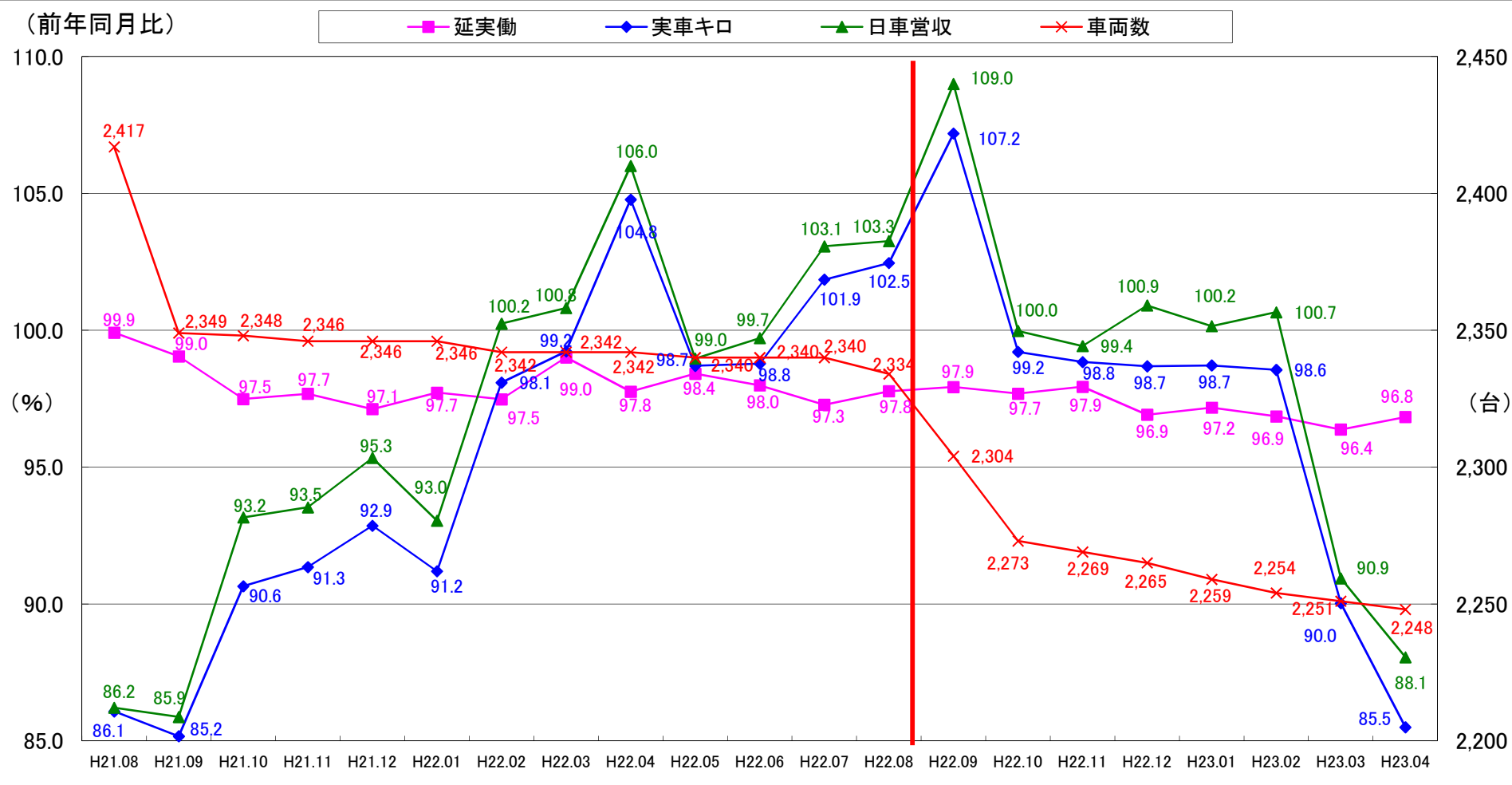
⑥日車実車キロの推移



4. 車両台数と総需要量、総供給量、日車営収の推移

県央交通圏

車両数の減少により、日車営収が対前年同月より徐々に回復。22年2月以降は景気の回復もあり対前年度を上回る付きが多くなり、タクシー利用も底を脱したかと思われたが、東日本大震災の影響により23年3月、4月の日車営収は対前年度を下回っている状況。



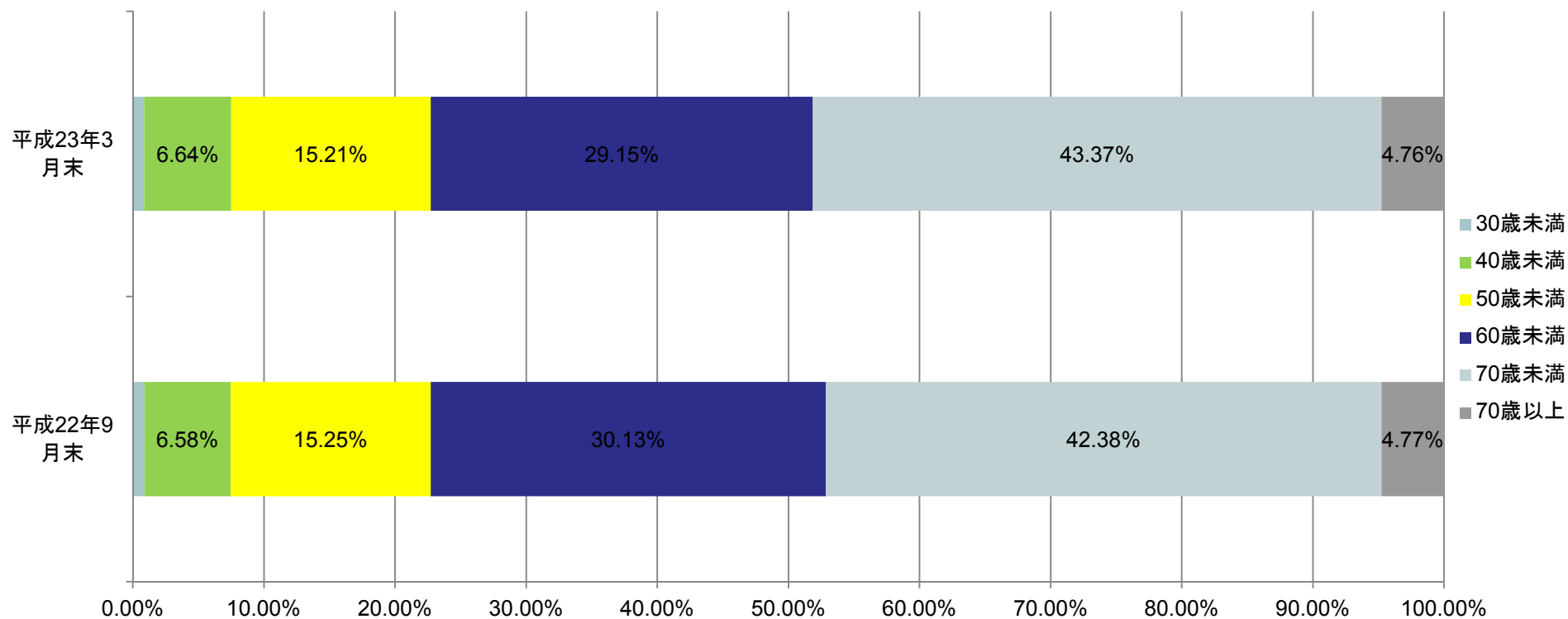
赤線は特定事業計画認定日

資料提供: 神奈川県タクシー協会

6. タクシー運転者の年齢構成の推移

県央交通圏

年齢については、50歳以上が全体の約8割を占めており高齢化率が非常に高い状況にある。今後は、賃金面を含め、若者が魅力ある職場と感じる改善が必要。また、少子高齢化が更に進む事を考慮し、安定した輸送を確保するために中長期的な運転者確保計画の検討が必要不可欠。

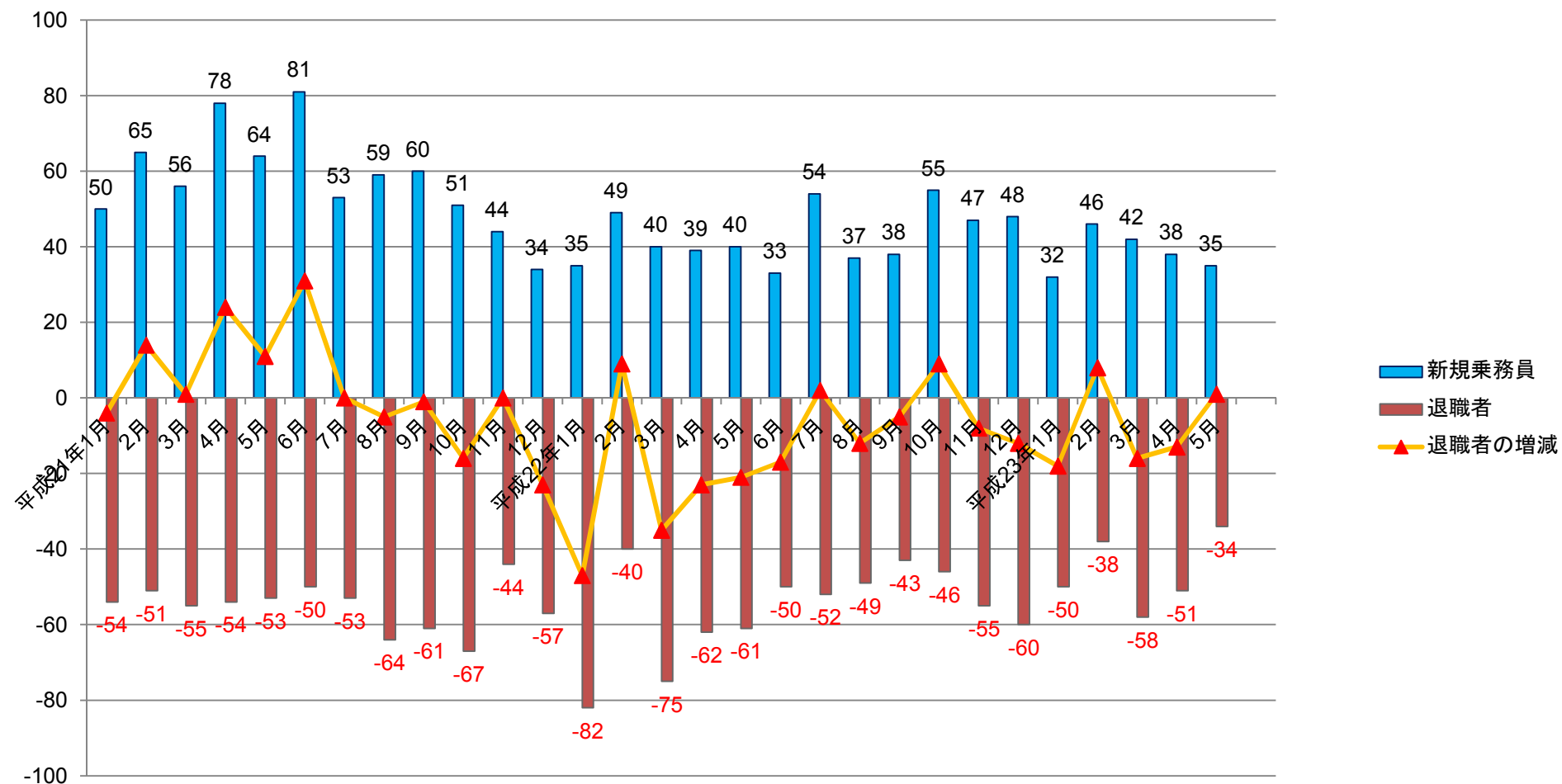


資料提供：神奈川県タクシー協会

7. タクシー運転者の最近の状況(新規・退職)

県央交通圏

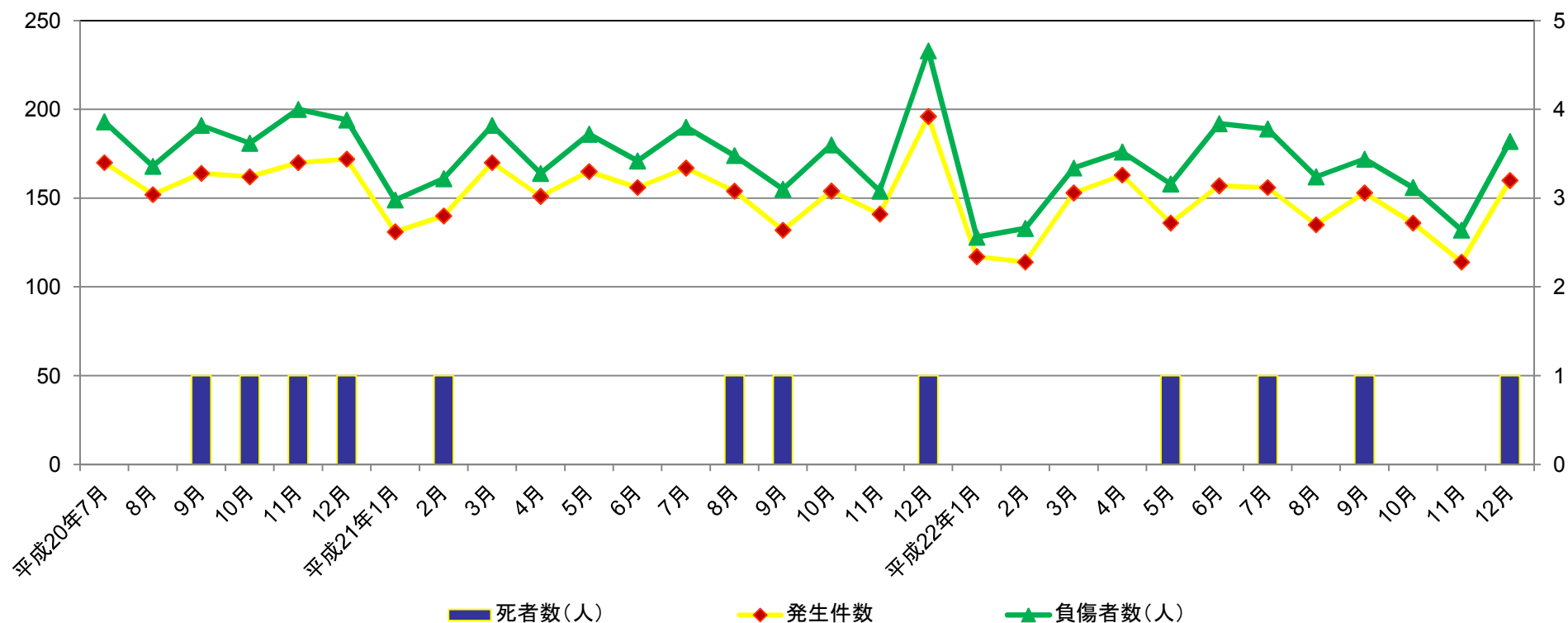
21年9月以降退職者数が新規採用者数を上回っている月が多い。これに伴い、運転者数も減少傾向となっている。21年10月施行のタクシー新特措法の趣旨に基づき業界全体が実在車両の減少ヘシフトしているためと思われる。



8. 事故件数の推移

神奈川県内法人事故

21年と22年を比較すると、タクシーが当事者となっている事故件数は減少している。しかしながら、死者数は減少していないことから、更なる安全運転への取組が必要。

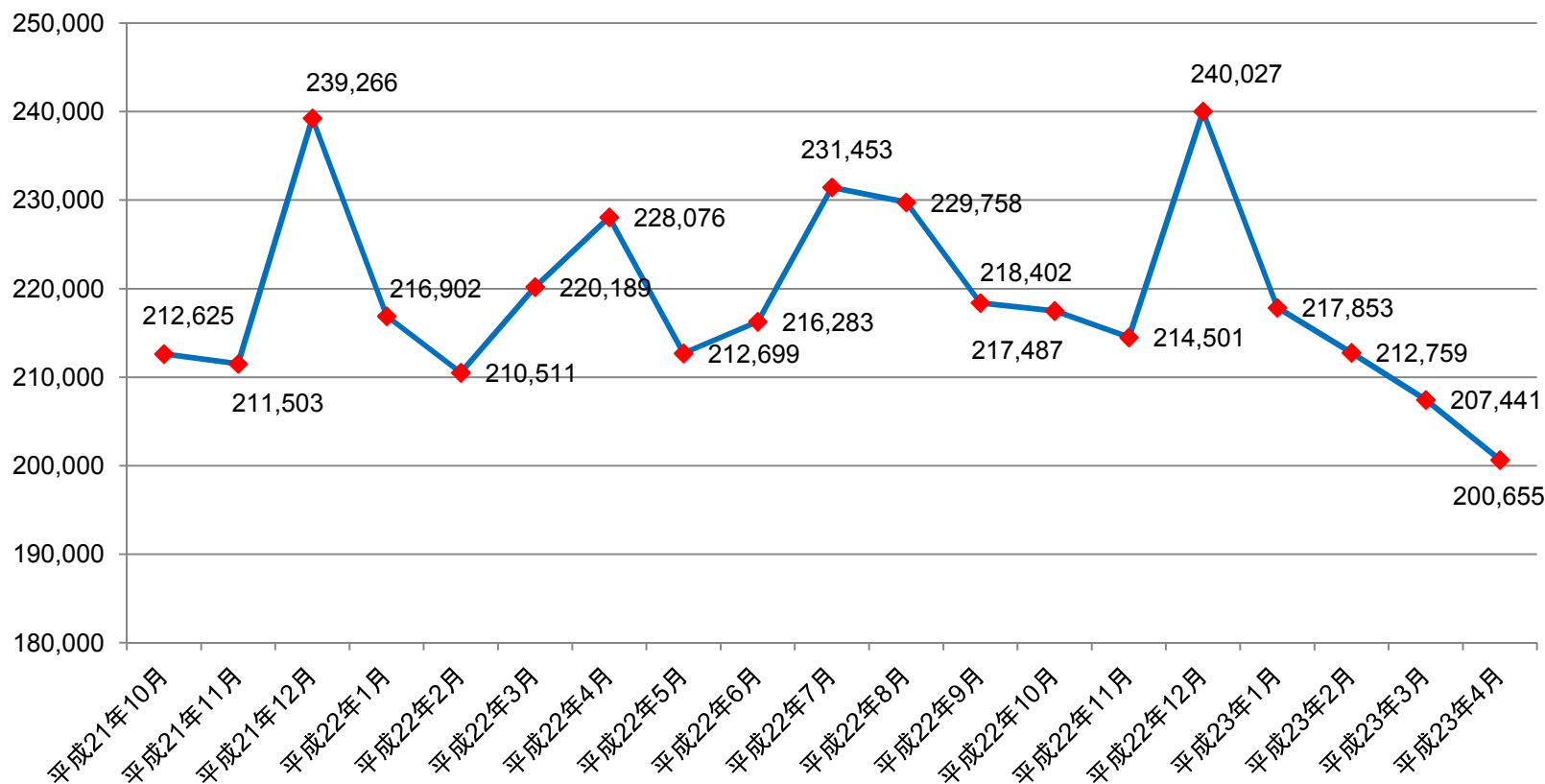


	平成21年1月～12月	平成22年1月～12月	増減率
発生件数	1,857	1694	-8.78%
死者数	4	4	0.00%
負傷者数	2,108	1947	-7.64%

9. タクシー運転者の平均賃金(県央地区原価計算対象事業者平均)の推移

タクシー事業者の平均賃金の推移をみると、21万円～24万円で推移している。22年8月29日に特定事業計画が認定され事業再構築(減・休車)を実施しているが、給与自体は事業認定後も前年同月と大きく変化しているものではない。なお、東日本大震災以降は21万円を切る非常に厳しい状況となっている。

月額平均を22年の年額に換算すると約280万円(一時金含まず)と低い水準であり、神奈川県全産業男性労働者の平均年収約470万円(一時金含まず)と比較すると、依然として大きな開きがある。



※神奈川県タクシー協会調べ

Ⅲ. 活性化に向けた取組状況

環境問題への貢献:ハイブリッド車、EV車等の低公害車の導入促進

○地域計画の目標(環境問題への貢献)

- ・政府目標の達成に貢献する取組として環境適応車の積極的な導入
- ・神奈川県が導入を推進している電気自動車についても業界として導入を推進

低公害車両導入状況(法人)

	20年度	21年度	22年度
ハイブリッド	19	25	37
電気自動車	—	—	13



低公害車両導入状況(個人)

	20年10月	21年度	22年度
ハイブリッド	9	—	53
電気自動車	—	—	—

※HVに関して法人は22年度は21年度に比べ12台の増加、個人は20年10月より44台増加しており、環境に優しい低公害車両が確実に増加している。

※電気自動車は従来のタクシーに比べ二酸化炭素の排出量が1/4に減少

(参考)県央地区、電気自動車(EV)導入事業者

双葉交通(株)1台、神田交通(株)1台、江南交通(株)1台、江ノ島タクシー(株)1台、フジ交通(株)1台

小和田交通(株)1台、(株)愛鶴2台、神奈中ハイヤー(株)2台、相模中央交通(株)2台、(有)ハートフルタクシー2台
計10事業者 13台導入

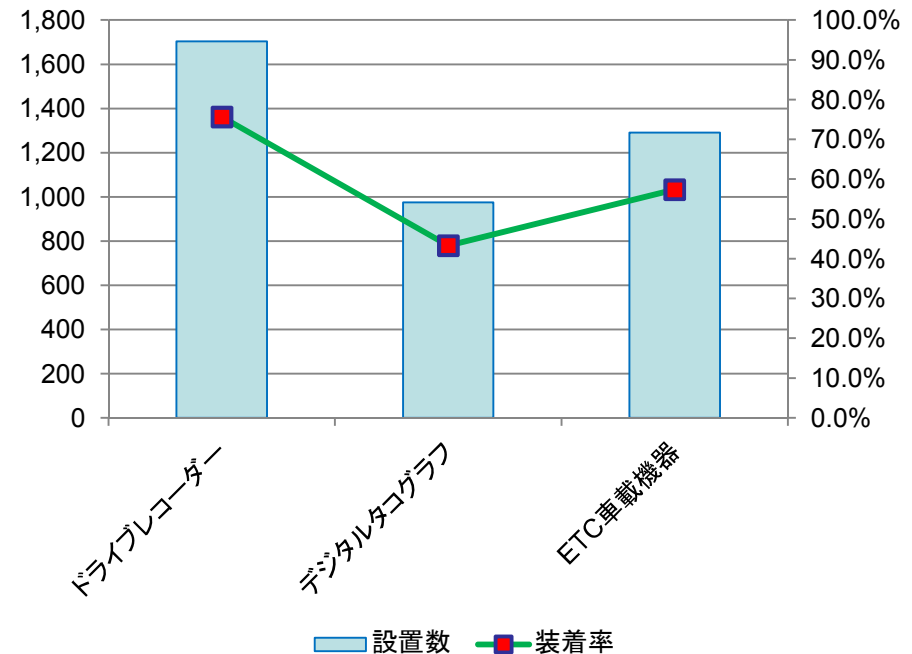
○23年度国の支援→低公害車普及促進対策事業(1,038百万円)

- ・環境対策の促進を図ることが重要。中小企業が多い運送事業者の次世代自動車の導入を支援。

安全性の維持向上：デジタルタコグラフ、ドライブレコーダーの導入状況

- ・ドライブレコーダーは県内協会員事業者において約63%の装着率。県央地区において約75%の装着率となっており、県平均より高い装着となっている。
- ・デジタルタコグラフについては、県内事業者で約49%、県央においては約43%の装着率と県平均より低いため、乗務員の安全面を考え装着増加に期待したい。
- ・事故防止、乗務員教育、計画配車を踏まえたサービス向上策の一環として更なる導入に取り組むことが必要。

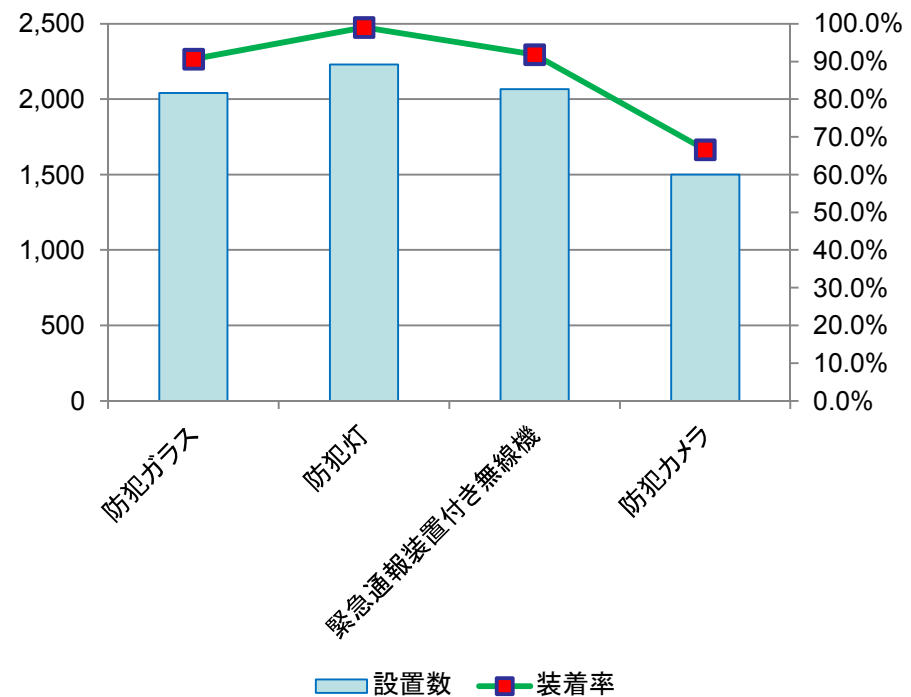
23年3月末現在		
総車両数	2,251	
	設置数	装着率
ドライブレコーダー	1,703	75.7%
デジタルタコグラフ	975	43.3%
ETC車載機器	1,291	57.4%



タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上：防犯装置設置の推移

- ・景気回復の遅れにより、タクシー強盗による被害が発生している。昨年秋には平塚市内で発生したタクシー強盗によって、乗務員の尊い命が失われており、強盗対策の強化が急務である。
- ・タクシー防犯装置は日々進化しており、人命確保に向けた効果の高い装置の導入が進んでいる。

23年3月末現在		
総車両数	2,251	
	設置数	装着率
防犯ガラス	2,040	90.6%
防犯灯	2,229	99.0%
緊急通報装置付き無線機	2,067	91.8%
防犯カメラ	1,499	66.6%



※神奈川県タクシー協会調べ

防犯灯は99%の設置となっている。防犯カメラは約70%近い設置であり、今後乗務員の安全を確保するために更に導入が進むものと思われる。

交通問題、都市問題の改善:ショットガン方式の導入

駅構内待機車両が公道に溢れ交通渋滞を引き起こしている状況を解消するために、駅構内以外の場所に車両を待機させ、駅構内待機スペースに空きがあれば駅構内に入構するシステムで、待機車両による交通渋滞解消策として有効。

相模大野駅ショットガン概要

駅タクシー乗り場に集中するタクシーを回避するため、約500m離れた相模大野駐車場(相模原市管理)を待機場所とし、待機場所には相模大野駅タクシー乗り場の状態がモニターで映し出され、乗務員が駅構内の待機スペースを確認し入構するシステム。

相模大野市営駐車場 : 待機場=30台

運用時間 : 7:00~24:00

相模大野駅構内待機数 : 14台

モニター伝送 : NTT回線

運用開始 : 平成8年10月

※ショットガン方式導入前は、駅構内より溢れ出た待機車両により近隣商店街、歩行者、市、警察などからの苦情注意が絶えなかったが、運用開始後は待機列による交通問題が解消された。

相模大野駅構内タクシー乗場



相模大野市営駐車場



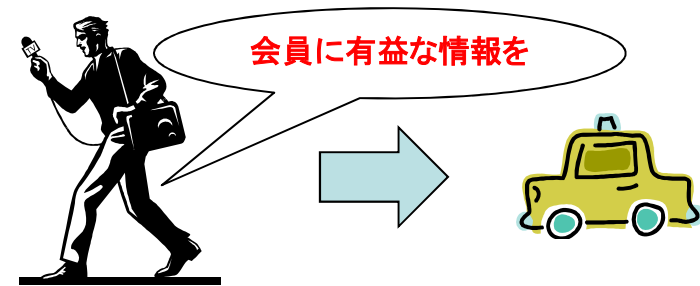
法人協会相模支部の独自の取り組み

○ 神奈川県タクシー協会相模支部「支部だより」の発行

県央地区の法人タクシー事業者55者、全てが法人協会に加入している。支部事務局では運送法、道交法等、業務に関係する法律及び通達等の改正等の通知を会員に行っている。併せて、支部独自で「支部だより」を作成し、会員に更なる周知を図ると共にタクシーのサービス向上、交通安全及びタクシー防犯等の啓発・啓蒙を図るために会員事業者にもメールにて配信。



法人協会相模支部事務局が会員にわかりやすくアニメーションを挿入を行ったり、強調する箇所はデザインを変えている。



「支部だより」

平成18年4月より発行し、平成22年5月末までに通算156回、会員事業者にもメールで配信

平成22年度は32回発行

(発行概要)

- ・タクシー利用者モニターの通報内容に関する事項
- ・苦情、忘れ物の取扱いに関する事項
- ・交通安全運動、タクシーサービス向上運動の実施に関する事項
- ・交通事故防止コンクール、交通事故防止に関する事項
- ・タクシー強盗等タクシーに係る犯罪防止に関する事項
- ・社会貢献活動に関する事項
- ・タクシー支部の地区会の活動紹介 等

自治体とタイアップした活性化事業

かながわEVタクシープロジェクト

平成22年4月に神奈川県、(社)神奈川県タクシー協会、日産自動車(株)の三者により「かながわEVタクシープロジェクト推進協議会」が発足。環境優秀車両であるEV自動車を県民にPRし認知いただくことを目的にEVタクシー普及促進の協力関係が構築された。

○プロジェクト

- ・EVタクシーは環境に配慮した政策だけではなく、福祉面にも配慮した取組を実施。
(EVタクシープロジェクト実施期間中(H25年3月末まで)→障害者割引を1割から2割に拡大。)
- ・箱根EVタウンプロジェクトと連携した観光地におけるEVタクシーの利用拡大。
- ・22年度は県内で22のタクシー事業者が35台のEVタクシーを導入。

○23年度事業(予定)

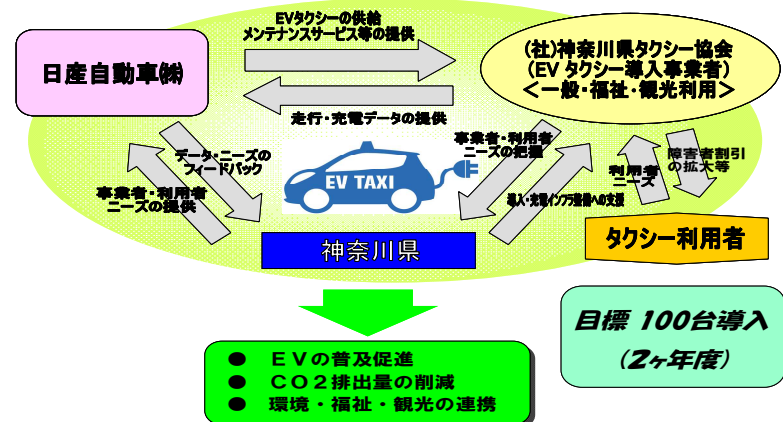
- ・22年度と合わせEVタクシー100台を目指し協力関係を更に強化。

※EVタクシープロジェクトは全国に先駆け23年2月7日に出発式を開催し本格始動。



※写真等資料は神奈川県EVタクシー出発式記者発表資料より

「地球と人に優しい」かながわEVタクシープロジェクト



タクシー協会(法人・個人)での取り組み状況

①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

【特定事業】

特定事業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
選任している利用者モニターからの意見を事業に反映活用	法人協会、個人協会	短期	①モニターからの苦情・要望等を社内教育資料等として事業者へ配布。②今後、全車両にエコカードを掲載し、利用者の意見を幅広く収集しサービス向上を図る取組を検討中。	①モニターからの苦情・要望等を社内教育資料等として事業者へ配布。②全車両にお客様要望カードを掲載し、利用者の意見を幅広く収集しサービス向上を図っている。
運転者のマナー向上のための教育・研修の充実	法人協会、個人協会	短期	①H23.2.15外部講師2名による講演会を実施。(参加人数157名)②「支部だより」によりマナー向上の啓発を図っている。	・新規参入者(譲渡譲受者)、期限更新者を対象としてマナー向上のための教育・研修を目的として、外部講師を招き講習会を開催。
ケア輸送サービス充実のために介護資格等の取得及びケア輸送従事者研修会受講の促進	法人協会、個人協会	短・中期	H23.1.25EVタクシー導入に伴いケア講習を実施。(参加人数63名、実施機関:神奈川県)	・福祉輸送に積極的に関与していくため、協会主催のケア講習を検討予定。
「お近くでどうぞ」を合い言葉にした運転者教育の徹底及び利用者へのPR強化	法人協会、個人協会	短期	・短距離利用者増加のため周知用のパンフ等の作成を検討予定。	・「ちよつとそこまでハイどうぞ」を明記したステッカーを車体に貼付。(H22.12より短距離客歓迎キャンペーンステッカーを販売中)
早朝予約の積極受注の推進	個人協会	短期		・今後検討予定。
ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成・配布	法人協会、個人協会	短期	・タクシーの安全性・利便性を利用者へ広く理解いただくためのリーフレット作成を両協会で行う予定。	・同左
マスターズ制度の充実及び参加の促進	個人協会	短期		・事業者の75%が制度に参加。今後は制度の委ねを図ることを検討。
優良運転者推薦制度の促進	個人協会	短期		・優良資格者を県協会において表彰。その後、全国個人タクシー協会まで推薦。(22年度=県協会長表彰者:9名、全国個人タクシー協会長表彰者:4名)

【その他の事業】

特定事業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
地理教育制度の充実	法人協会	中期	・今後検討予定。	
地理モニター制度の導入	個人協会	短期		・現在のモニター制度を活用し、アンケートに加える方向で検討中。
条件に応じたタクシーを検索できるWEBサイトの開設	法人協会	短期	・協会ホームページにタクシーアラカルト(いろいろなタクシー)として様々なサービスを展開している導入事業者を掲載しているが、今後は更に充実に向け検討。	
タクシー利用者に対するアンケート調査の充実	法人協会、個人協会	短・中期	・全車両にエコカードを掲載し、利用者の意見を幅広く収集しサービス向上を図る取組を検討中。	・同左
駅前等における民間活力の導入促進による乗り場(上屋付乗り場、バリアフリー乗り場等)の整備に向けた調整検討	法人協会、個人協会	中期	・乗合バスの民間活力活用の乗り場上屋について、タクシー乗り場において設置が可能か乗り場管理者と検討していく予定。	・同左

タクシー協会(法人・個人)での取り組み状況

②安全性の維持・向上

【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
運行管理者・整備管理者研修の充実	法人協会	短期	H22.11.11整備管理者研修を実施。(参加人数302名)	
神奈川県主催セーフティチャレンジコンクールへの参加	法人協会	短期	①交通安全コンクール「セーフティ・チャレンジ・かながわ」に協会として協賛。②H23年4月に今年度行われるコンクール参加周知を図り事故防止に努めている。	
事故防止コンクールの実施	個人協会	短期		・協会において事故防止の一環として、実施を検討予定。
緊急地震速報受信時の的確な対応による旅客の安全確保に向けた乗務員教育の実施	法人協会、個人協会	短・中期	①「支部だより」により大地震発生時の危機管理等の啓蒙を図った。②乗務員教育については検討予定。	・H23.3.11の震災を受け、震災時の対応教育の実施を検討中。

【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
スピード抑止の装置に関する検討	法人協会、個人協会	中期	・今後検討予定。	・今後検討予定。
他団体(自動車関係団体、二輪車関連団体、自転車関連団体等)と連携した事故防止活動の実施	法人協会、個人協会	短期	・神奈川県警主催による交通安全運動等に連携して交通事故防止を実施。	・地元警察より担当者を招き事故防止に向けた研修を開催。
AVS(先進安全自動車)の実用化に向けての情報収集	法人協会、個人協会	短期	・今後検討予定。	・今後検討予定。

タクシー協会(法人・個人)での取り組み状況

③環境問題への貢献

【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
公共施設における低公害車専用乗り場設置等低公害タクシー車両普及促進に関する自治体等への働きかけ	法人協会、個人協会	短期・中期	①EVタクシー導入に伴い病院等に乗り場の確保を自民党に要請。②EVタクシーの普及のため、EVタウン支援企業に利用の協力を要請。③低公害導入促進のため、低公害車専用乗り場設置に向けて今後検討していく予定。	低公害車両導入促進に向け、低公害車専用乗り場設置を法人協会と検討していく予定。

タクシー協会(法人・個人)での取り組み状況

④交通問題、都市問題の改善

【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
客待ちタクシーによる道路混雑防止のための対策の構築と徹底	法人協会、個人協会	短期	協会の交通指導事故防止委員会における街頭指導の実施。	・同左
タクシー乗り場等の街頭指導の強化推進	法人協会、個人協会	短期	・同上	・同上
タクシー乗り場及び周辺における美化の推進	法人協会、個人協会	短期	・今後検討予定。	・今後検討予定。

【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
ショットガン方式の導入	法人協会、個人協会	中期	①相模大野駅及び藤沢駅南口タクシー乗場でショットガン方式、本厚木駅タクシー乗場はGPS管理方式を実施中。②橋本駅南口については導入を検討中。	・同左
鉄道駅等の乗り場への乗り入れ自主規制の導入・充実	法人協会、個人協会	短・中期	・各地区において自主ルールで実施中。	・同左
タクシープールの整備に向けた調整検討	法人協会、個人協会	短・中期	・必要に応じ検討。	・必要に応じて検討。
自治体等が実施する交通渋滞対策等関係施策への積極的協力	法人協会、個人協会	短期	①H22.11国土交通省による県内の道路渋滞対策のための道路混雑状況アンケート調査協力。②神奈川県道路利用者会議に参画。	・同左
供給過剰状態の解消に向けた取組みの進捗状況の把握及び効果・影響の測定、並びに必要な応じてさらなる供給過剰解消に向けた対策の検討	法人協会、個人協会	中期	・経営委員会で検討中。	・タクシー事業の新たな需要開拓として福祉輸送の充実策について検討していく予定。

タクシー協会(法人・個人)での取り組み状況

⑤総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
ターミナル駅等におけるタクシー乗り場への誘導案内表示の充実	法人協会、個人協会	短・中期	藤沢、大和、海老名、相模大野、橋本駅等にタクシー乗り場誘導案内表示あり。(道路標記、導線については管理会社へ要請、また更に検討していく。)	・同左
都市計画・交通計画における公共交通機関としてのタクシーの役割の位置付けに関する自治体との協議の推進	法人協会、個人協会	中期	地域公共交通会議に参画。(秦野市・厚木市・相模原市・大磯町・二宮町)	・今後、自治体との調整を図れる体制を構築していく予定。

タクシー協会(法人・個人)での取り組み状況

⑥観光立国実現に向けての取り組み

【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
外国人利用者向けの指差し翻訳シートの作成と携行	法人協会、個人協会	短期	乗務員が対応できるよう英語・中国・韓国語に対応した「指差しシート」を作成、配布。	・外国人利用者の利便向上を図るための検討を実施していく予定。
観光タクシー等について観光協会等とのタイアップ強化	法人協会、個人協会	短・中期	①観光立国かながわ推進連絡会議に参画。②神奈川EVプロジェクトと箱根EVタウンプロジェクトとの連携より観光促進を図る。	・県央地区の観光地区案内強化に向け、今後、観光協会との体制作りを行っていく予定。
観光タクシー乗務員講習会の実施	法人協会、個人協会	短期	・外部講師による研修会を検討中。	・同左

【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
観光施設における観光タクシー待機場所に係る検討	法人協会、個人協会	中期	・今後検討予定。	・今後検討予定。

タクシー協会(法人・個人)での取り組み状況

⑧タクシー運転者の労働条件の悪化防止、改善・向上

【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
労務研修講習会(労務管理・健康管理)の充実、拡充	法人協会	短期	①H23.2.15労務・経営委員会主催による講習会を実施。(参加人数157名)②平塚、厚木及び大和地区では、労務管理等研修を実施しているが、その他の地区においては今後検討予定。	

タクシー協会(法人・個人)での取り組み状況

⑨事業経営の活性化、効率化

【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
市場調査、マーケティング等による需給構造分析	法人協会、個人協会	中期	個人協会と合同実施に向け検討予定。	法人協会と調整を図り検討していく予定。
新たなサービスに関する要望受付窓口の設置	法人協会、個人協会	短期	HPの充実を図り、利用者の新たなサービス要望を把握するための手段を検討していく。	利用者の新たな要望について、定期的なアンケート等を検討予定。

特定事業計画認定事業者の事業者別事業再構築の状況

平成23年5月31日現在

申請日	事業者名	基準車両数 (H20.7.11 の車両数) ①	申請日現在 車両数 ②	申請以 降減車 数 ③	認定前 車両数 ④	事業再構築削減数 ⑤			認定以降 の認定外 減車数 ⑥	事業再構築 実施後の車 両数(7)=④- ⑤-⑥	事業再構築実施後の供 給力削減の状況	
						減車数	休車数	計			減休車数	減休車率
H22.5.31	江南交通(株)	37	35		35		2	2	0	33	4	10.8%
H22.5.31	東横交通(株)	41	38		38		1	1	0	37	4	9.8%
H22.5.31	津久井交通(株)	7	7		7			0	0	7	0	0.0%
H22.5.31	相和交通(有)	33	33		33	2	1	3	0	30	3	9.1%
H22.6.1	フジ交通(株)	50	47		47	1	1	2	0	45	5	10.0%
H22.6.1	(株)ミナミ商会	38	36		36		2	2	0	34	4	10.5%
H22.6.1	田名交通協業組合	55	45		45		8	8	0	37	18	32.7%
H22.6.1	ケイエム交通(株)	45	42		42	3		3	0	39	6	13.3%
H22.6.1	相模交通(株)	13	12		12			0	0	12	1	7.7%
H22.6.2	相愛交通(株)	41	41		41	3		3	0	38	3	7.3%
H22.6.2	旭交通(株)	22	22		22	4		4	0	18	4	18.2%
H22.6.2	双葉交通(株)	38	36		36	1	1	2	0	34	4	10.5%
H22.6.2	(株)湘和タクシーFiT	15	15		15	1		1	0	14	1	6.7%
H22.6.3	相模中央交通(株)	451	426		426		13	13	0	413	38	8.4%
H22.6.3	(株)湘南相中	34	32		32		1	1	0	31	3	8.8%
H22.6.3	(有)城山交通	9	9		9			0	0	9	0	0.0%
H22.6.3	(有)座間交通	22	20		20			0	0	20	2	9.1%
H22.6.3	(株)厚木相中	35	33		33		1	1	0	32	3	8.6%
H22.6.3	追分交通(株)	25	23		23		1	1	0	22	3	12.0%
H22.6.3	(株)海老名相中	68	64		64		2	2	0	62	6	8.8%
H22.6.3	相模湖交通(有)	2	2		2			0	0	2	0	0.0%
H22.6.4	大和交通(株)	19	19		19			0	0	19	0	0.0%
H22.6.4	相模原観光交通(株)	39	34		34			0	0	34	5	12.8%
H22.6.4	セントラル交通(株)	10	10		10			0	0	10	0	0.0%
H22.6.4	神奈川県都市交通(株)	148	140		140		5	5	0	135	13	8.8%
H22.6.7	江ノ島タクシー(株)	53	50		50	1		1	0	49	4	7.5%
H22.6.7	中津交通(有)	21	21		21	2		2	0	19	2	9.5%
H22.6.7	(株)エース交通	14	13		13			0	0	13	1	7.1%
H22.6.7	(株)ワイキャブ	39	39		39	3		3	0	36	3	7.7%
H22.6.8	藤沢タクシー(株)	41	41		41	3		3	0	38	3	7.3%
H22.6.8	辻堂交通(株)	43	40		40	3		3	0	37	6	14.0%
H22.6.8	小和田交通(株)	26	24		24		1	1	0	23	3	11.5%
H22.6.8	藤野交通(株)	3	3		3			0	0	3	0	0.0%
H22.6.8	(有)つゆきタクシー	20	19		19		1	1	0	18	2	10.0%
H22.6.8	(有)香川第一交通	20	19		19		1	1	0	18	2	10.0%
H22.6.8	東海交通(株)	20	20		20			0	0	20	0	0.0%
H22.6.8	神田交通(株)	23	23		23	1		1	1	21	2	8.7%
H22.6.9	神奈中ハイヤー(株)	282	252		252			0	0	252	30	10.6%
H22.6.9	和光交通(株)	39	39		39	2	1	3	0	36	3	7.7%
H22.6.9	神奈中サガミタクシー(株)	32	29		29			0	0	29	3	9.4%
H22.6.9	(株)愛鶴	49	49		49		2	2	3	44	5	10.2%
H22.6.9	二宮神奈中ハイヤー(株)	38	34		34			0	0	34	4	10.5%
H22.6.9	(株)ハートフルタクシー	24	24		24	1	1	2	0	22	2	8.3%
H22.6.10	平塚交通(株)	60	57		57	4		4	0	53	7	11.7%
H22.6.10	(有)相模交通	34	30		30			0	0	30	4	11.8%
H22.6.10	秦野交通(株)	31	29		29		1	1	0	28	3	9.7%

特定事業計画認定事業者の事業者別事業再構築の状況

平成23年5月31日現在

申請日	事業者名	基準車両数 (H20.7.11 の車両数) ①	申請日現在 車両数 ②	申請以 降減車 数 ③	認定前 車両数 ④	事業再構築削減数 ⑤			認定以降 の認定外 減車数 ⑥	事業再構築 実施後の車 両数(7)=④- ⑤-⑥	事業再構築実施後の供 給力削減の状況	
						減車数	休車数	計			減休車数	減休車率
H22.6.10	伊豆箱根交通(株)	26	26		26	2	1	3	0	23	3	11.5%
H22.6.11	富士見交通(株)	96	91		91		3	3	0	88	8	8.3%
H22.6.11	伊勢原交通(株)	23	23		23	1	1	2	0	21	2	8.7%
H22.6.11	京王自動車(株)	15	14		14			0	0	14	1	6.7%
H22.6.11	相鉄自動車(株)	34	34		34	3		3	0	31	3	8.8%
H22.6.14	藤沢交通(株)	17	16		16			0	0	16	1	5.9%
H22.6.16	五和交通(有)	22	18		18			0	0	18	4	18.2%
H22.6.18	関東開発交通(株)	23	21		21			0	0	21	2	8.7%
H22.7.14	(有)JOL	25	21		21			0	0	21	4	16.0%
	東日本タクシー	19	0		0				0	0	19	100.0%
55社		2509	2340		2340	41	52	93	4	2243	266	10.6%